

新	旧
<p>(防火管理に関する講習)</p> <p>第二条の三 甲種防火管理講習は、資格取得時に行う講習 (以下「取得時講習」という。)及び資格取得時後に令 第四条の二の二第一項第一号の防火対象物の防火管理者 (前条の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。)に 対し消防庁長官が定めるところにより行う講習(以下 「再講習」という。)とする。</p> <p>2 取得時講習は、次の各号に掲げる事項に係る知識及び 技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間 はおおむね十二時間とする。</p> <p>一 防火管理の重要性に関すること。</p> <p>二 火気の使用又は取扱いに関する監督に関すること。</p> <p>三 消防用設備等の点検及び整備並びに避難又は防火上 必要な構造及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>四 消火、通報及び避難の訓練に関すること。</p> <p>五 防火上必要な教育に関すること。</p> <p>六 消防計画の作成に関すること。</p> <p>七 防火管理者の責務に関すること。</p> <p>八 共同防火管理に関すること。</p> <p>3 再講習は、次の各号に掲げる事項に係る知識及び技能 の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおお むね三時間とする。</p> <p>一 おおむね過去五年間における防火管理に関する法令 改正の概要に関すること。</p>	<p>(防火管理に関する講習)</p> <p>第二条の三</p> <p>甲種防火管理講習は、次の各号に掲げる事項に係る知 識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習 時間はおおむね十二時間とする。</p> <p>一 防火管理の重要性に関すること。</p> <p>二 火気の使用又は取扱いに関する監督に関すること。</p> <p>三 消防用設備等の点検及び整備並びに避難又は防火上 必要な構造及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>四 消火、通報及び避難の訓練に関すること。</p> <p>五 防火上必要な教育に関すること。</p> <p>六 消防計画の作成に関すること。</p> <p>七 防火管理者の責務に関すること。</p> <p>八 共同防火管理に関すること。</p>

二 防火管理者の業務に関すること。

三 火災事例等の研究に関すること。

4 乙種防火管理講習は、第二項各号に掲げる事項に係る基礎的な知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね六時間とする。

5 消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は令第三条第一項第一号イ若しくは第二号イの規定により総務大臣の指定する機関は、甲種防火管理講習のうち取得時講習若しくは再講習又は乙種防火管理講習を行った場合には、当該講習の課程を修了した者に対して、別記様式第一号による修了証を交付するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習の実施に関し必要な事項の細目は、消防庁長官が定める。

(共同防火管理の協議をすべき事項)

第四条の二 (略)

2 強化地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第四条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定する施設(大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除く。)を含むもの管理について権原を有する者は、前項第四号の消防計画に第三条第四項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 第三条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 (略)

2 乙種防火管理講習は、前項各号に掲げる事項に係る基礎的な知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね六時間とする。

3 消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は令第三条第一項第一号イ若しくは第二号イの規定により総務大臣の指定する機関は、甲種防火管理講習又は乙種防火管理講習を行った場合には、当該講習の課程を修了した者に対して、別記様式第一号による修了証を交付するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習の実施に関し必要な事項の細目は、消防庁長官が定める。

(共同防火管理の協議をすべき事項)

第四条の二 (略)

2 強化地域に所在する法第八条の二第一項に規定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第四条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定する施設(大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者が管理するものを除く。)を含むもの管理について権原を有する者は、前項第四号の消防計画に第三条第三項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3 第三条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(防火対象物の点検及び報告)

第四条の二の四 (略)

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について
権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果
を防火管理維持台帳（次の各号に掲げるものを編冊した
ものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなけ
ればならない。

一 第二条の三第五項の再講習の修了証の写し

一の二 第三条第一項、第四条第一項及び法第八条の二
第二項の届出に係る書類の写し

二・三（略）

四 第四条の二の八第五項及び第六項までの通知

五〓十（略）

3 〓5（略）

（防火対象物の点検基準）

第四条の二の六（略）

一〓四（略）

五 高層建築物（高さ三十一メートルを超える建築物を

いう。）若しくは地下街又は令第四条の三第一項及び

第二項の防火対象物において使用する法第八条の三第

一項の防火対象物品に、同条第二項、第三項及び第五

項の規定に従つて、表示が付されていること。

六〓九（略）

2（略）

（防火対象物点検の表示）
第四条の二の七 法第八条の二の二第二項の表示は、同条

第一項の防火対象物が次の各号に掲げる要件を満たして
いる間において付することができる。

一 第四条の二の四第一項の規定に従つて点検を行つて

2 法第八条の二の二第一項の防火対象物の管理について
権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果
を防火管理維持台帳（次の各号に掲げるものを編冊した
ものをいう。）に記録するとともに、これを保存しなけ
ればならない。

一 第三条第一項、第四条第一項及び法第八条の二第二
項の届出に係る書類の写し

二・三（略）

四 第四条の二の八第五項から第七項までの通知

五〓十（略）

3 〓5（略）

（防火対象物の点検基準）

第四条の二の六（略）

一〓四（略）

五 令第四条の三第一項及び第二項の防火対象物に

あつては、当該防火対象物において使用する防火

対象物品に、法第八条の三第二項、第三項及び第五項

の規定に従つて、表示が付されていること。

六〓九（略）

2（略）

（防火対象物点検の表示）
第四条の二の七

（防火対象物点検の表示）

いること。

二 第四条の二の六第一項に規定する基準に適合していること。

2 法第八条の二の二第二項の表示は、別表第一に定める様式により行うものとし、防火対象物の見やすい箇所に付するものとする。

3 法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 点検を行った日から起算して一年後の年月日

二 法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名（その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の共同防火管理協議会の代表者の氏名）

三 点検を行った防火対象物点検資格者の氏名その他消防庁長官が定める事項

（防火対象物点検の特例）

第四条の二の八（略）

2）4（略）

5 法第八条の二の三第三項の規定により認定することを決定した旨の通知には、当該認定が効力を生じる日を記載するものとする。

法第八条の二の二第二項の表示は、別表第一に定める様式により行うものとし、防火対象物の見やすい箇所に付するものとする。

2 法第八条の二の二第二項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 点検を行った日から起算して一年後の年月日

二 法第八条の二の二第一項の権原を有する者の氏名（その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の共同防火管理協議会の代表者の氏名）

三 点検を行った防火対象物点検資格者の氏名その他消防庁長官が定める事項

（防火対象物点検の特例）

第四条の二の八（略）

2）4（略）

5 法第八条の二の三第三項の規定により認定することを決定した旨の通知には、当該認定が効力を生じる日（次項において「認定日」という。）を記載するものとする。

6 消防長又は消防署長は、前項の規定による通知の後、当該通知に記載される認定日までの間に、認定日に当該認定の効力を生じることとなる防火対象物が法第八条の二の三第六項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該認定をしないことを決定するとともに、申請者に対しその旨を通知するものとする。

6 法第八条の二の三第三項の規定により認定をしないことを決定したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を同条第二項の申請者に通知しなければならない。

7 法第八条の二の三第五項の規定による届出は、別記様式第一号の二の二の三により行うものとする。

(自動火災報知設備の感知器等)

第二十三条 (略)

2 3 (略)

4 (略)

一 六 (略)

七 (略)

イ ホ (略)

へ 感知器は、廊下及び通路にあつては歩行距離三十メートル(三種の感知器にあつては二十メートル)につき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては垂直距離十五メートル(三種の感知器にあつては十メートル)につき一個以上(当該階段及び傾斜路のうち、令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、項又は 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が令第四条の二の二第二号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が二(当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は第四条の二の三に規定する避難上有効な構造を有する場合にあつては、一)以上設けられていないもの(以下「特定一階段等防火対象物」という。)に存するものにあつては、垂直距離七・五メートルに

7 法第八条の二の三第三項又は前項の規定により認定をしないことを決定したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を同条第二項の申請者に通知しなければならない。

8 法第八条の二の三第五項の規定による届出は、別記様式第一号の二の二の三により行うものとする。

(自動火災報知設備の感知器等)

第二十三条 (略)

2 3 (略)

4 (略)

一 六 (略)

七 (略)

イ ホ (略)

へ 感知器は、廊下及び通路にあつては歩行距離三十メートル(三種の感知器にあつては二十メートル)につき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては垂直距離十五メートル(三種の感知器にあつては十メートル)につき一個以上の個数を設けること。

つき一個以上)の個数を、火災を有効に感知するよ
うに設けること。

七の二〇九 (略)
5〃9 (略)

(自動火災報知設備に関する基準の細目)

第二十四条 (略)

一 (略)
二 (略)

イ・ロ (略)

八 特定一階段等防火対象物に設ける受信機で、地区音響装置の鳴動を停止するスイッチ(以下この号において「地区音響停止スイッチ」という。)を設けるものにあつては、当該地区音響停止スイッチが地区音響装置の鳴動を停止する状態(以下この号において「停止状態」という。)にある間に、受信機が火災信号を受信したときは、当該地区音響停止スイッチが一定時間以内に自動的に(地区音響装置が鳴動している間に停止状態にされたときは自動的に)地区音響装置を鳴動させる状態に移行するものであること。

二 受信機は、防災センター等に設けること。

ホリ (略)

三〃四 (略)

五 (略)

イ 音圧又は音色は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ) 取り付けられた音響装置の中心からメートル離れた位置で九十デシベル以上であること。

七の二〇九 (略)
5〃9 (略)

(自動火災報知設備に関する基準の細目)

第二十四条 (略)

一 (略)
二 (略)

イ・ロ (略)

八 受信機は、防災センター等に設けること。

二〃チ (略)

三〃四 (略)

五 (略)

イ 音圧は、取り付けられた音響装置の中心からメートル離れた位置で九十デシベル以上であること。

(ロ) 特定一階段等防火対象物のうち、デイスコ、ライプハウス、カラオケボックスその他これらに類するもので室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所があるものにあつては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるよう措置されていること。

ロト (略)

五の二 (略)

イ 音圧又は音色は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ) 取り付けられた音響装置の中心からメートル離れた位置で九十二デシベル以上であること。

(ロ) 特定一階段等防火対象物のうち、デイスコ、ライプハウス、カラオケボックスその他これらに類するもので室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所があるものにあつては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるよう措置されていること。

ロ二 (略)

六九 (略)

(漏電火災警報器に関する基準の細目)
第二十四条の三 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、漏電火災警報器の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 変流器は、警戒電路の定格電流以上の電流値（B種

ロト (略)

五の二 (略)

イ 音圧は、取り付けられた音響装置の中心からメートル離れた位置で九十二デシベル以上であること。

ロ二 (略)

六九 (略)

(漏電火災警報器に関する基準の細目)
第二十四条の三 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、漏電火災警報器の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 変流器は、警戒電路の定格電流以上の電流値（第二

接地線に設けるものにあつては、当該接地線に流れることが予想される電流以上の電流値を有するものを設けること。

二 変流器は、建築物に電気を供給する屋外の電路（建築構造上屋外の電路に設けることが困難な場合にあつては、電路の引込口に近接した屋内の電路）又はB種接地線で、当該変流器の点検が容易な位置に堅固に取り付けること。

三 五（略）

（非常警報設備に関する基準）
第二十五条の二（略）

2 非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 非常ベル又は自動式サイレンの音響装置は、次のイからハに定めるところにより設けること。

イ 音圧又は音色は、次の（イ）及び（ロ）に定めるところによること。

（イ） 取り付けられた音響装置の中心からメートル離れた位置で九十デシベル以上であること。

（ロ） 特定一階段等防火対象物のうち、ディスプレイハウス、カラオケボックスその他これらに類するもので室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所があるものにあつては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるよう措置されていること。

3 二 六（略）
ロ・八（略）
（略）

種接地線に設けるものにあつては、当該接地線に流れることが予想される電流以上の電流値を有するものを設けること。

二 変流器は、建築物に電気を供給する屋外の電路（建築構造上屋外の電路に設けることが困難な場合にあつては、電路の引込口に近接した屋内の電路）又は第二種接地線で、当該変流器の点検が容易な位置に堅固に取り付けること。

三 五（略）

（非常警報設備に関する基準）
第二十五条の二（略）

2 非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 非常ベル又は自動式サイレンの音響装置は、次のイからハに定めるところにより設けること。

イ 音圧は、取り付けられた音響装置の中心からメートル離れた位置で九十デシベル以上であること。

3 二 六（略）
ロ・八（略）
（略）

(避難器具の設置個数の減免)
第二十六条 (略)

- 一 (略)
- 二 避難階又は地上に通ずる直通階段(傾斜路を含む)。
以下この条、第二十八条の第三項第一号及び第四項第十号並びに第三十一条第六号において「直通階段」という。)で、避難階段又は特別避難階段が二以上設けられていること。

2) 6 (略)

(避難器具に関する基準の細目)

第二十七条 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

- 一 避難器具のうち、特定一階段等防火対象物又はその部分に設けるものにあつては、次のイからハまでのいずれかに適合するものであること。ただし、防火対象物又はその階の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上支障がないものとして、消防庁長官が定めるところにより、必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
 - イ 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けるもの。
 - ロ 常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの。
 - ハ 一動作(開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作を除く。)で、容易かつ確実に使用できるもの。
- 二 避難器具(すべり棒、避難ロープ、避難橋及び避難

(避難器具の設置個数の減免)
第二十六条 (略)

- 一 (略)
- 二 避難階又は地上に通ずる直通階段(傾斜路を含む)。
以下「直通階段」という。)で、避難階段又は特別避難階段が二以上設けられていること。

2) 6 (略)

(避難器具に関する基準の細目)

第二十七条 避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

- 一 避難器具(すべり棒、避難ロープ、避難橋及び避難

用タラップを除く。)を設置する開口部は、相互に同一垂直線上にない位置にあること。ただし、避難上支障のないものについては、この限りでない。

三 避難器具の設置の表示は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 特定一階段等防火対象物における避難器具を設置し、又は格納する場所(以下「避難器具設置等場所」という。)の出入口には、当該出入口の上部又はその直近に、避難器具設置等場所であることが容易に識別できるような措置を講じること。

ロ 避難器具設置等場所には、見やすい個所に避難器具である旨及びその使用方法を表示する標識を設けること。

ハ 特定一階段等防火対象物における避難器具設置等場所がある階のエレベータホール又は階段室(附室が設けられている場合にあつては、当該附室)の出入口付近の見やすい個所に避難器具設置等場所を明示した標識を設けること。

四 避難はしごのうち固定はしごは、次のイからホまでに定めるところにより設けること。

イ 固定はしごは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。

ロ 固定はしごは、ボルト締め、埋込み、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。

ハ 固定はしごの横さんは、防火対象物から十センチメートル以上の距離を保有することとなるように設

用タラップを除く。)を設置する開口部は、相互に同一垂直線上にない位置にあること。ただし、避難上支障のないものについては、この限りでない。

二 避難器具を設置し、又は格納する場所には、見やすい個所に避難器具である旨及びその使用方法を表示する標識を設けること。

三 避難はしごは、次のイからハまでに定めるところにより設けること。

イ 固定はしごは、次のイからハまでに定めるところによること。

(イ) 固定はしごは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分に取り付けること。

(ロ) 固定はしごは、ボルト締め、埋込み、溶接その他の方法で堅固に取り付けること。

(ハ) 固定はしごの横さんは、防火対象物から十センチメートル以上の距離を保有することとなるよう

けること。

二 固定はしごの降下口の大きさは、直径五十センチメートル以上の円が内接する大きさであること。

ホ 四階以上の階に固定はしごを設けるときは、イから二までによるほか、次の(イ)から(ハ)に定めるところによること。

(イ) 固定はしごは、金属製であること。

(ロ) 固定はしごは、安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けること。ただし、当該固定はしごに乗り移る際及び降下する際の落下を防止するための措置が講じられているものについては、この限りでない。

(ハ) 固定はしごの降下口は、直下階の降下口と相互に同一垂直線上にない位置に設けること。ただし、避難上及び安全上支障のないものについては、この限りでない。

四の二 避難はしごのうちつり下げはしごは、次のイから二までに定めるところにより設けること。

イ つり下げはしごの取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分につり下げはしごを容易に取り付けることができるように設けること。ただし、堅固な窓台その他これに類するものに直接つり下げはしごをつり下げるときは、当該取付け具を設けることを要しない。

ロ イの取付け具（避難器具用ハッチを除く。）に用いる材料は、日本工業規格G三〇一若しくはG三四四に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有

に設けること。

ロ 四階以上の階に避難はしごを設けるときは、金属製の固定はしごを設けるとし、当該固定はしごは、イによるほか、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ) 固定はしごは、安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けること。

(ロ) 固定はしごの降下口は、直下階の降下口と相互に同一垂直線上にない位置に設けること。

ハ つり下げはしごは、次の(イ)から(ロ)までに定めるところによること。

(イ) つり下げはしごの取付け具は、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分につり下げはしごを容易に取り付けることができるように設けること。ただし、堅固な窓台その他これに類するものに直接つり下げはしごをつり下げるときは、当該取付け具を設けることを要しない。

(ロ) (イ)の取付け具に用いる材料は、日本工業規格G三〇一若しくはG三四四に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあ

しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

八 つり下げはしごの横さんは、使用の際、防火対象物から十センチメートル以上の距離を保有することとなるように設けること。

二 四階以上の階につり下げはしごを設けるときは、イから八までによるほか、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

(イ) つり下げはしごは、金属製であること。

(ロ) 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設け、かつ、取付け具は避難器具用ハッチとすること。ただし、当該つり下げはしごへに乗り移る際及び降下する際の落下を防止するための措置が講じられているものについては、この限りでない。

(ハ) つり下げはしごの降下口は、直下階の降下口と相互に同一垂直線上にない位置に設けること。ただし、避難上及び安全上支障のないものについては、この限りでない。

2 五〇十
(略)

別表第一 (第四条の二の七関係)
(略)

備考

一・二 (略)

三 色彩は、地を白色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

つては、耐食加工を施したものであること。

(ハ) つり下げはしごの横さんは、使用の際、防火対象物から十センチメートル以上の距離を保有することとなるように設けること。

2 四〇九
(略)

別表第一 (第四条の二の七関係)
(略)

備考

一・二 (略)

三 色彩は次の表のとおりとする。

別表第一の二（第四条の二の九関係）

（略）

備考

一・二（略）

三 色彩は、地を白色、その他のものにあつては次の表のとおりとする。

別記様式第一号（第二条の三関係）

（略：様式変更）

別記様式第一号の二の二（第四条関係）

（略：様式変更）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、消防法の一部を改正する法律（平成

十四年法律第三十号。以下「改正法」という。）附則第

一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十五年十

月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 平成十七年四月一日

二 第二条の三の改正規定、第四条の二の四第二項第一

号を同項第一号の二とし、同号の前に一号を加える改

正規定並びに別記様式第一号及び別記様式第一号の二

の二の改正規定 平成十八年四月一日

（経過措置）

第二条 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第

三条第一項第一号イ及び第二号イの規定により指定され

た防火管理に関する講習を行う機関は、前条第二号に規

別表第一の二（第四条の二の九関係）

（略）

備考

一・二（略）

三 色彩は次の表のとおりとする。

別記様式第一号（第二条の三関係）

（略）

別記様式第一号の二の二（第四条関係）

（略）

定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）前においても改正後の消防法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の三第一項に規定する再講習を行い、同条第五項に規定する修了証を交付することができる。この場合において、当該修了証の効力は、施行日から生ずるものとする。

第三条 この省令の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における自動火災報知設備、非常警報設備及び避難器具に係る技術上の基準の細目については、新規則第二十三条第四項第七号へ、第二十四条、第二十四条の三第三項第一号及び第二号、第二十五条の二第二項第一号イ、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項の規定にかかわらず、平成十七年十月一日までの間は、なお従前の例による。